

(仮称) 新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての意見及び事業者見解

No.	項目	意見の概要	事業者の見解
1	2.2 第1種事業の内容	<p>審議会では、撤去・解体工事は別事業者が行うとの説明があったように記憶しています。</p> <p>①既設発電設備地のうち、新発電所で活用しない跡地の原状回復措置等に関して、事業者間でどのような調整を行っていますか？</p> <p>②撤去工事を行う事業者との連携により、撤去・解体～新設工事全体を通じた環境影響を低減することは可能でしょうか？また、そのような調整等を行っていますか？</p> <p>③別事業者が行う撤去・解体工事と、方法書以降の測定・現地調査のスケジュールは、どのような予定を考えていますか？（撤去工事前に測定・調査するのか、など）</p>	<p>①既設発電事業者とは情報共有に努めておりますが、本事業の具体的な配置が決まり次第、既設風力発電所の事業者と調整を行う予定としております。</p> <p>②本事業の具体的な配置が決まり次第、既設風力発電所の事業者と調整を行う予定としております。</p> <p>③既設の白滝山風力発電所の営業運転期間は2031年5月までと聞いております。本事業の現地調査は撤去前になる予定です。</p>
2	4.1 計画段階配慮事項の選定	<p>配慮書は、工事の実施による影響を予測の対象としていません。</p> <p>①資材搬入ルート選定では、既存の道路を極力活用するなど、改変を最小限にするよう努めてください。</p> <p>②計画の検討にあたっては、工事にとまなう植生や沢・川への影響を低減することを十分考慮して検討を行ってください。また方法書以降の段階で、適切に評価を行ってください。</p>	<p>①既存道路を出来るだけ活用するとともに、造成計画の検討にあたり、土地の改変及び樹木の伐採面積の最小化を図るとともに、改変による影響の回避・低減に努めます。</p> <p>②風力発電設備の配置、風力発電機設置ヤード及び管理用道路等、造成計画の検討にあたっては、改変区域及び樹木伐採の最小化に努めるとともに、濁水発生防止のための沈砂池の設置など、植生や沢・河川</p>

No.	項目	意見の概要	事業者の見解
		<p>③工事計画の検討にあたっては、騒音・振動などの影響を少なくするよう努め、方法書以降の段階で、適切に評価を行ってください。</p>	<p>への影響の回避・低減に努めます。また、方法書以降の手続きにおいて、植生や沢、河川における水質の現況を把握するとともに、工事による影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p> <p>③造成面積の最小化や工事用車両の分散化等により、工事用資材等の搬出入に伴う車両の騒音、振動及び建設機械の稼働による騒音への影響を回避、低減するための工事計画を検討するとともに、方法書以降の手続きにおいて、騒音、振動に関する調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
3	<p>4.3.1 騒音 4.3.2 風車の影</p>	<p>周辺住宅については、離隔による環境影響の低減はもとより、現況の把握や、予測される変化（「変わらない」という説明も含め）の形でわかりやすく説明するなど、住民等の理解を得るためのコミュニケーションに努めてください。</p>	<p>風力発電機による騒音については、方法書手続き以降の現地調査において、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月26日 環境省）を踏まえ、適切に調査、予測を行い、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月26日 環境省）に基づく評価を行います。</p> <p>風車の影については、周辺住宅にかかる時間を基に予測を行います。</p> <p>それらの結果について、住民説明会等においてわかりやすい説明を心掛け、住民の方々や自治体様等との合意形成に努めてまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	事業者の見解
4	<p>4.3.6 景観</p> <p>4.3.7 人と自然とのふれあいの活動の場</p>	<p>既存発電所が環境影響評価法の対象でなかったこともあり、これらの項目はもっと配慮できたかもと感じます。</p> <p>配慮書では、既存発電所より広い風力発電機設置想定範囲を設定しているように見えます。(既存設備の跡地利用による土地・植生改変の低減も重要ですが) 配置等の工夫の余地は広がると考えます。</p> <p>配慮書 p221 には「利用状況を把握」とありますが、現況よりも環境を改善することで、自然とのふれあい活動の増加につなげることを目指し、検討していただくようお願いします。</p>	<p>本事業の風力発電機設置想定範囲内には、白滝山や天井ヶ岳の登山道が存在しており、事業の実施による影響が生じる可能性があるものと認識しています。方法書手続き以降の現地調査において、人と自然との触れ合いの活動の場の現況や利用状況等を把握するとともに、本事業の実施により、登山道等の人と自然との触れ合いの活動の場の利用者への配慮等も含め、計画を検討してまいります。</p>
5	<p>4.3.6 景観</p> <p>P4-53(211)</p> <p>(2)予測</p>	<p>影響予測範囲について、垂直見込み角1度は「目安」です。環境省(2013)「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」では、垂直見込み角0.5度という基準が挙げられています。(事業対象地周辺には北長門海岸国定公園があります。)</p> <p>方法書以降の検討では、9.7km以遠の地点でも、必要に応じ眺望点を抽出し、影響を評価・必要な場合の低減策の検討を行うようお願いします。</p>	<p>北長門海岸国定公園の主要な眺望方向は日本海側に向けた方向と考えられます。事業実施想定区域は、主要な眺望方向とは逆側に位置しております。環境省(2013)「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」では、主眺望方向に介在しない場合、「垂直見込角が、1～2度を超えると景観的に気になりだす可能性がある」とされていることから、1度の範囲で抽出を行いました。</p> <p>方法書以降の手続きにおいて、北長門海岸国定公園の主要な眺望点における眺望方向や地物による遮蔽による可視不可視を確認したうえで、必要に応じてフォトモンタージュの作成による予測評価を行います。</p>